

県工事検査規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	現行	備考								
<p>第一条～第三条 略</p> <p>(検査員)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 専門検査員は、別表第一に掲げる職にある職員（技術主任主査及び技術主査の職にある職員にあつては、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）及び知事が任命する職員をもつて充てる。</p> <p>4・5 略</p> <p>第五条～第十五条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第一 略</p> <p>別表第二（第四条関係）</p> <table border="1" data-bbox="183 174 507 1003"> <tr> <td data-bbox="430 174 507 347">地方機関</td> <td data-bbox="430 347 507 1003">職 員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 174 430 347">地方振興事務所</td> <td data-bbox="183 347 430 1003">農業農村整備部、林業振興部及び水産漁港部の技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。以下この項において同じ。）並びに地域事務所の農業農村整備部及び林業振興部の技術を担当する職員。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、定年前再任用短時</td> </tr> </table>	地方機関	職 員	地方振興事務所	農業農村整備部、林業振興部及び水産漁港部の技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。以下この項において同じ。）並びに地域事務所の農業農村整備部及び林業振興部の技術を担当する職員。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、定年前再任用短時	<p>第一条～第三条 略</p> <p>(検査員)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 専門検査員は、別表第一に掲げる職にある職員（技術主任主査及び技術主査の職にある職員にあつては、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）及び知事が任命する職員をもつて充てる。</p> <p>4・5 略</p> <p>第五条～第十五条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第一 略</p> <p>別表第二（第四条関係）</p> <table border="1" data-bbox="183 1081 507 1910"> <tr> <td data-bbox="430 1081 507 1254">地方機関</td> <td data-bbox="430 1254 507 1910">職 員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1081 430 1254">地方振興事務所</td> <td data-bbox="183 1254 430 1910">農業農村整備部、林業振興部及び水産漁港部の技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。以下この項において同じ。）並びに地域事務所の農業農村整備部及び林業振興部の技術を担当する職員。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、再任用職員</td> </tr> </table>	地方機関	職 員	地方振興事務所	農業農村整備部、林業振興部及び水産漁港部の技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。以下この項において同じ。）並びに地域事務所の農業農村整備部及び林業振興部の技術を担当する職員。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、再任用職員	<p>地方公務員法の改正に伴う改正</p>
地方機関	職 員									
地方振興事務所	農業農村整備部、林業振興部及び水産漁港部の技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。以下この項において同じ。）並びに地域事務所の農業農村整備部及び林業振興部の技術を担当する職員。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、定年前再任用短時									
地方機関	職 員									
地方振興事務所	農業農村整備部、林業振興部及び水産漁港部の技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。以下この項において同じ。）並びに地域事務所の農業農村整備部及び林業振興部の技術を担当する職員。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、再任用職員									

以下略	王城寺原補償工事事務所	間勤務職員に限る。
	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員に限る。	
土木事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、電気若しくは機械を担当する職員又は定年前再任用短時間勤務職員に限る。	
港湾事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員に限る。	
ダム総合事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、電気若しくは機械を担当する職員又は定年前再任用短時間勤務職員に限る。	

以下略	王城寺原補償工事事務所	に限る。
	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、再任用職員に限る。	
土木事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員に限る。	
港湾事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、再任用職員に限る。	
ダム総合事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員に限る。	